

家庭系ごみの有料化制度の評価について

1 家庭系ごみの有料化制度の評価の基本的な考え方

環境省では、家庭系ごみの有料化制度の評価と見直しの基本的な考え方として、制度の実施状況およびその効果について毎年度点検を行うとともに、その点検結果を踏まえた制度の評価および見直しを、ごみ処理基本計画の見直しと併せて、概ね5年に一度の頻度で行うこととしている。

今回の本制度の評価については、本市の一般廃棄物処理基本計画の見直し時期ではないものの、制度実施から約5年が経過し、評価する然るべき時期であると判断し諮問するものであり、評価の結果、同計画に影響を与える制度の見直しを行う場合には、同計画も変更することとなる。

2 評価・点検項目

本市では、ごみの減量および分別促進によるリサイクルの向上を図るほか、将来の施設整備の財源や環境施策を充実させることを目的として家庭系ごみの有料化を実施しており、その効果として「ごみに対する意識の向上」「負担の公平性の確保」「処理手数料相当額の活用」「管理経費の削減等」が得られることとしている。家庭系ごみの有料化制度の評価に当たっては、これらの項目について点検する必要がある。

なお、環境省では、以下のとおり例示しており、これらの点検についても検討すべきである。

- (1) 排出抑制の効果
- (2) 再生利用の効果
- (3) 住民の意識改革
- (4) 不適正排出や不法投棄の防止
- (5) 手数料の使途